

# 指定給水装置工事事業者の皆様へ

## 国見町上下水道課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より

指定給水装置工事事業者は

5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、  
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

●指定の有効期限が従来の無期限から5年間となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。  
※現行制度で指定を受けている事業者の皆様は、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。

町より指定を受けた日	指定番号	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	第1号～第45号	改正法施行日の前日から1年間：R2.9.29まで
H11.4.1～H15.3.31	第46号～第64号	2年間：R3.9.29まで
H15.4.1～H19.3.31	第65号～第74号	3年間：R4.9.29まで
H19.4.1～H25.3.31	第75号～第83号	4年間：R5.9.29まで
H25.4.1～R1.9.30	第84号～第95号	5年間：R6.9.29まで

初回更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に個別に通知いたします。  
※名称や住所の変更等を届け出ていなかったことにより、通知が不着となった場合、再通知は致しませんのでご注意ください。

- 指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)に準拠
- ①給水装置工事主任技術者の選任
  - ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
  - ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

◎指定更新申請時に3項目の確認を行います

- ※事業運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることの確認
- ii. 指定給水装置工事事業者の業務内容  
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
  - iii. 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
  - iv. 適正に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

●更新申請に必要な書類

- ・指定申請書(様式第1号)
  - ・機械器具調書(別表)
  - ・誓約書(様式第2号)
  - ・定款及び登記事項証明書(法人)  
又は住民票の写し(個人)
  - ・選任している主任技術者の免状の写し  
《厚生労働省令第18条に準拠》
- ◎左の3項目確認資料
- 指定更新手数料
- ・1件につき、10,000円(非課税)

◇更新申請についてのお問合せ  
国見町 上下水道課 水道係  
TEL：024-585-2997